

○北九州市ほたる館条例

平成14年3月28日

条例第28号

(設置)

第1条 ゲンジボタル、ヘイケボタル等の昆虫その他水生の生物（以下「ホタル等」という。）の保護及び育成並びにホタル等の生息環境に関する学習、研究及び交流の場を提供することにより、市民の水辺の環境に対する理解を深めるとともに水辺の環境の保全のための活動を支援し、もって自然環境の保全に資するため、別表第1に掲げる施設（以下「ほたる館」という。）を設置する。

(平25条例25・一部改正)

(事業)

第2条 ほたる館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) ホタル等の保護及び育成並びにホタル等の生息環境に関する学習、研究及び交流の場を提供する事業
- (2) ホタル等及びホタル等の生息環境に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (3) 水辺の環境の保全に関する啓発事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第3条 別表第2に掲げるほたる館の施設及び設備（以下「ほたる館の施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用の許可を行わせるときは、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) ほたる館の設置の目的に反するとき。

(3) ほたる館の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ほたる館の管理上支障があると認められるとき。

(平17条例41・平25条例25・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。

(3) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(平17条例41・一部改正)

(使用料)

第5条 市は、ほたる館の施設等の使用につき、別表第2に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、使用の許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例41・平25条例25・一部改正)

(使用料の減免等)

第6条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(使用料の不返還)

第7条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者)

第8条 市長は、ほたる館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(平17条例41・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第9条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書にほたる館の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従いほたる館の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平17条例41・追加)

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行うほたる館の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げるほたる館の事業の実施に関すること。
- (2) ほたる館の維持管理に関すること。
- (3) ほたる館の施設等の使用の許可に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平17条例41・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いほたる館の管理を行わなければならない。

(平17条例41・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第12条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、ほたる館の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又はほたる館の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平17条例41・追加)

(委任)

第13条 この条例に規定するもののほか、ほたる館の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平17条例41・旧第9条繰下)

(罰則)

第14条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴

北九州市ほたる館条例

収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（平17条例41・旧第10条繰下）

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成14年規則第23号で平成14年4月24日から施行）

付 則（平成17年6月9日条例第41号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定によりなお従前の例により管理を委託しているほたる館の管理については、平成18年9月1日（同日前に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づきほたる館の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

付 則（平成25年6月26日条例第25号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成25年規則第50号で平成25年10月25日から施行）

付 則（平成30年6月22日条例第48号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第1の3 有料施設の使用料の表の規定及び第2条の規定による改正後の北九州市ほたる館条例別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、施行日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市ほたる館条例

別表第 1（第 1 条関係）

（平 2 5 条例 2 5 ・ 追加）

名称	位置
北九州市ほたる館	北九州市小倉北区熊谷二丁目 5 番 1 号
北九州市立香月・黒川ほたる館	北九州市八幡西区香月西四丁目 6 番 1 号

別表第 2（第 5 条関係）

（平 3 0 条例 4 8 ・ 全改）

区分	使用料
地域交流室	1 時間又はその端数ごとに 9 0 円
研修室（北九州市ほたる館に限る。）	1 時間又はその端数ごとに 9 0 円

備考 冷暖房設備を使用するときは、実費に相当する額の範囲内で市長が定める額を徴収する。